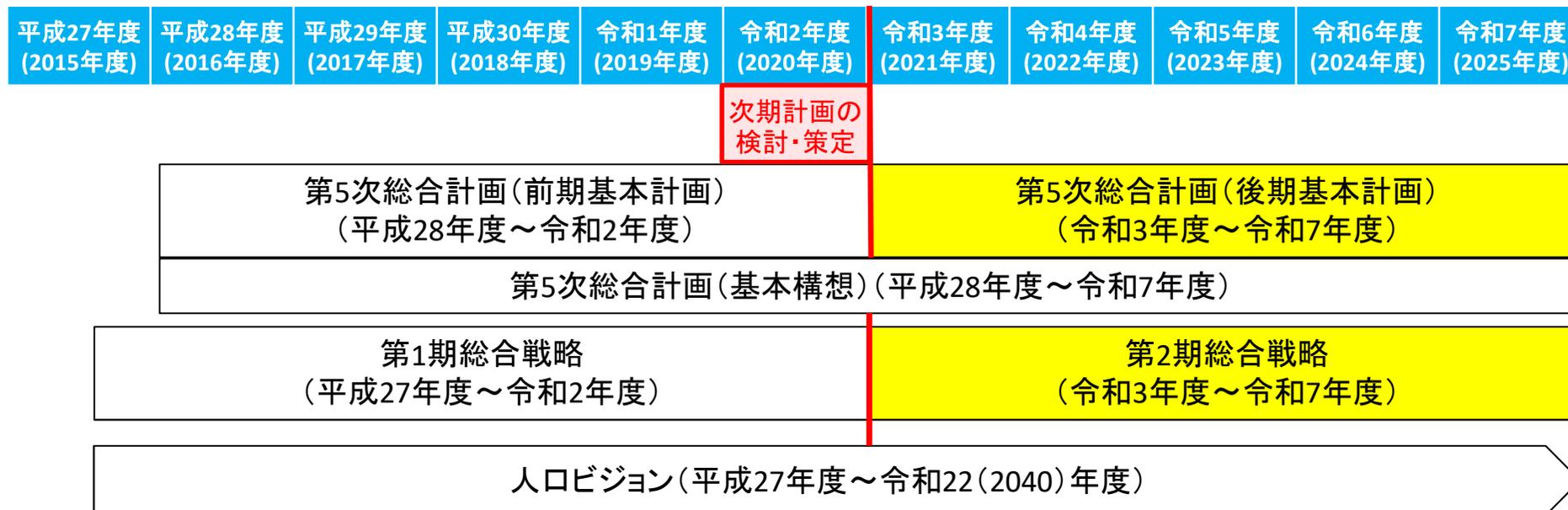
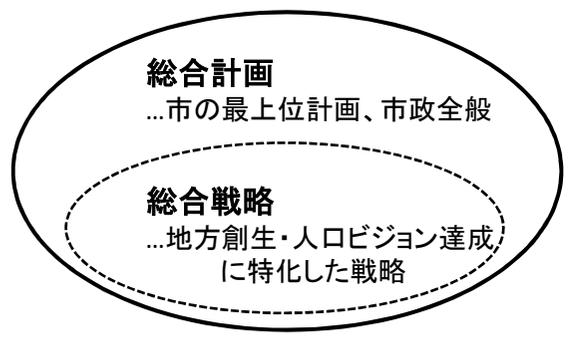


総合計画（後期基本計画）と総合戦略の位置付け・概要



<総合計画と総合戦略のイメージ図>



【両計画の位置づけ】

○ 総合計画

- ・市政運営の方向性を示す最上位計画
- ・市政全般をカバーするもの

○ 総合戦略

- ・「まち・ひと・しごと創生法」第10条において策定が努力義務化
- ・地方創生、人口ビジョン達成に向けたまち（まちづくり）・ひと（人の流れ）・しごと（しごとづくり）に関する戦略

見附市のまちづくりの経過

年度	計画	説明
平成17年度 (2005年)	見附市ランドデザイン策定	「人口減少時代の縮合政策(シュリンクポリシー)」
平成18年度 (2006年)	第4次 見附市総合計画	「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち」 9つの重点プロジェクト(後期基本計画)
平成23年度 (2011年)	スマートウェルネスみつけ	「スマートウェルネス都市構想(歩いて暮す健幸なまちづくり)」 国の地域活性化総合特区に指定
平成26年度 (2014年)	地域活性化モデルケース	「超高齢・人口減少社会を克服するスマートウェルネス都市」 (健幸 + 都市政策)
平成27年度 (2017年)	見附市総合戦略	「スマートウェルネス見附の進展」 (モデルケース + 教育 + 定住 + 雇用)
	第5次 見附市総合計画	「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち」 『総合戦略』を重点戦略とした全体の計画
令和元年度 (2019年)	SDGs未来都市	「健幸都市の実現～ウォーカブルシティの深化と定着～」

第5次総合計画の概要

(1) 位置付け

- ・市政運営の方向性を示す最上位計画、市政全般をカバーするもの。
- ・地方自治法の改正により、「基本構想」策定義務はなくなりましたが、市民、議会、行政が将来の見附市の姿を共有し、まちづくりを進めていくための指針とします。

(2) 計画の構成

基本構想 — 基本計画(基本施策(指標を設定) — 主要施策 — 主要事業)

(3) 計画の期間

基本構想 10年(平成28年度～令和 7年度)

後期基本計画 5年(令和 3年度～令和 7年度)

(4) 基本構想(まちづくりの基本理念、都市の将来像)

まちづくりの基本理念

「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」

都市の将来像

「スマートウェルネスみつけ」

総合戦略の概要

(1) 位置付け

- ・国の総合戦略に基づき、まち・ひと・しごと分野に関する短期～中長期の戦略
- ・まち・ひと・しごと創生法第10条において策定が努力義務化

(2) 計画の構想

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に準じて策定します(令和元年度 策定)

(3) 計画の期間

5年(令和3年度～令和7年度)

※第1期総合戦略は総合計画前期基本計画と終期を合わせるため6年(平成27年度～令和2年度)としていたが、今計画は後期基本計画に合わせて5年間とする。

(4) 国の第2期総合戦略の新たな視点

- ① 地方へのひと・資金の流れを強化する(関係人口の創出・拡大、企業版ふるさと納税)
- ② 新しい時代の流れを力にする(Society5.0、SDGsの推進)
- ③ 人材を育て活かす(掘り起こしや育成、活躍を支援)
- ④ 民間と協働する(地域づくりを担う組織や企業と連携)
- ⑤ 誰もが活躍できる地域社会をつくる(誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる社会)
- ⑥ 地域経営の視点で取り組む(地域経済全体を俯瞰して地域をマネジメント)